附　則

この告示は、令和八年四月一日より施行する。

(2)　特定植栽の実施の促進に寄与する取組	(2)　特定植栽の実施の促進に寄与する取組
①　（略）	①　（略）
②　森林経営管理制度との連携 特定植栽促進区域においては、自ら所有森林を経営管理することは困難であるが委託による特定植栽事業の実施等を希望する森林所有者も存在することが想定される。このため、市町村は、特定植栽促進区域内において、必要に応じ次のいずれかに掲げる方法により、特定植栽の実施を促進すること。	②　森林経営管理制度との連携 特定植栽促進区域においては、自ら所有森林を経営管理することは困難であるが委託による特定植栽事業の実施等を希望する森林所有者も存在することが想定される。このため、市町村は、特定植栽促進区域内の森林所有者に対し、必要に応じて森林経営管理法第五条に規定する経営管理意向調査を実施し、同法第四条第一項の経営管理権集積計画及び同法第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画を作成するなど、森林経営管理制度も活用しながら、特定植栽の実施を促進すること。
ア　特定植栽促進区域内の森林所有者に対し、森林経営管理法第五条の規定による調査を実施し、同法第四条第一項の経営管理権集積計画及び必要に応じ同法第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画を作成する方法	（新設）
イ　特定植栽促進区域内の森林所有者に対し、森林経営管理法第四十三条第一項に規定する集約化構想を作成する方法	（新設）
(3)　（略）	(3)　（略）
二　（略）	二　（略）

○国土交通省告示第三百四十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規定に基づき、その旨をあわせて告示する。

令和八年三月六日

国土交通大臣　金子　恭之

第１　起業者の名称　国土交通大臣、愛知県及び愛知県道路公社

第２　事業の種類

１　国土交通大臣及び愛知県道路公社起業に係る事業

一般国道247号改築工事（西知多道路・愛知県知多市南浜町地内から同市日長字安土地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

２　愛知県及び愛知県道路公社起業に係る事業

一般国道247号改築工事（西知多道路・愛知県知多市日長字安土地内から常滑市字耳切地内まで）並びにこれに伴う附帯工事並びに一般国道拡幅工事並びに市道、農業用道路及び農業用水路付替工事

第３　起業地

１　第２の１に係る事業

⑴　収用の部分　愛知県知多市南浜町、長浦３丁目並びに日長字寒空、字ゴトシ、字生出、字上安田及び字安土地内

愛知県知多市長浦３丁目地先埋立地

⑵　使用の部分　愛知県知多市南浜町、長浦３丁目並びに日長字寒空、字ゴトシ及び字安土地内

愛知県知多市長浦３丁目地先埋立地

２　第２の２に係る事業

⑴　収用の部分　愛知県知多市日長字安土、字下田、字大小平地、字石塚山、字高根、字石坂口、字荒山、字白山、字古根、字須雲、字高峰脇、字土地山及び字狐鎌、旭１丁目、旭３丁目、金沢字中向山、神田２丁目、神田３丁目、神田４丁目、南粕谷本町３丁目並びに南粕谷本町４丁目地内

愛知県常滑市金山字乗田、字出地田及び字江南田並びに多屋字茨廻間地内

⑵　使用の部分　愛知県知多市日長字安土、字下田、字石塚山、字高根、字石坂口、字荒山、字白山、字古根、字須雲、字高峰脇、字土地山及び字狐鎌、旭１丁目、旭３丁目、金沢字中向山、神田２丁目、神田３丁目、神田４丁目、南粕谷本町３丁目並びに南粕谷本町４丁目地内

愛知県常滑市金山字乗田、字出地田及び字江南田並びに多屋字茨廻間地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

「一般国道247号改築工事（西知多道路・愛知県知多市南浜町地内から同市日長字安土地内まで）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「国・公社事業」という。）は、延長1.1㎞の区間（以下「国・公社事業区間」という。）における一般国道の改築工事及びこれに伴う市道の付替工事であり、申請に係る事業は、国・公社事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

国・公社事業のうち、「一般国道247号改築工事（西知多道路・愛知県知多市南浜町地内から同市日長字安土地内まで）」（以下「国・公社本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、国・公社事業のうち、「これに伴う市道付替工事」（以下「国・公社関連事業」という。）は、国・公社本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事であり、道路法第３条第４号に掲げる市町村道に関する事業であることから、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

⑵　第２の２に係る事業

「一般国道247号改築工事（西知多道路・愛知県知多市日長字安土地内から常滑市字耳切地内まで）並びにこれに伴う附帯工事並びに一般国道拡幅工事並びに市道、農業用道路及び農業用水路付替工事」（以下「県・公社事業」という。）は、延長7.9㎞の区間（以下「県・公社事業区間」という。）